

久米島町景観条例

(目的)

第1条 この条例は、本町の良い景観を保全・創出するために必要な事項及び景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づく手続について必要な事項を定めることにより、美しい久米島の景観を守り、育て、創造し、もって町民一人一人にとって愛着と誇りのあるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、次の各号に掲げる用語の定義によるもののほか、法において使用する用語の例による。

- (1) 良好な景観の形成 良好な景観を保全し、又は創造することをいう。
- (2) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。
- (3) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (4) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち、建築物以外のもので規則で定めるものをいう。

(基本理念)

第3条 本町の自然・歴史・文化が織りなす美しい景観は、久米島らしさや町民の心象風景を形づくるものとなっていることにかんがみ、町民共有の豊かな財産である美しい景観を守り、育て又は創り、誰もがその恵みを受けるとともに、かけがえのない久米島町の景観を後世へと引き継いでいかなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、法及び前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、地域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、町民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に自ら努めなければならない。

2 町民は、この条例の目的を達成するため、事業者及び町との協働による景観形成に努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、自らの行為が良好な景観の形成に影響を与えるものであると認識し、良好な景観の形成に積極的に努めなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成するため、町民及び町との協働による景観形成に努めなければならない。

(景観計画の策定)

第7条 町長は、法第8条第1項に規定する良好な景観の形成に関する計画(以下「景観計画」という。)を定めるものとする。

2 町長は、景観計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、町民及び事業者の意見を募集しなければならない。

3 町長は、景観計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、法第9条第6項の公衆の縦覧のほか、当該景観計画の周知のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 町長は、景観計画を変更しようとする場合は、第21条第1項に規定する久米島町景観委員会の意見を聴かななければならない。

(景観形成重点地区の指定)

第8条 町長は、景観計画に、特に良好な景観の形成を図る必要があると認める土地の区域を景観形成重点地区として定めることができる。

(準景観地区への移行)

第9条 町長は、前条の重点地区において特に重要な地区については、法第74条の規定による準景観地区の指定として定めるよう努めるものとする。

(景観計画への適合)

第10条 本町で建築行為等を行おうとする者は、その内容を景観計画に適合させるように最大限配慮しなければならない。

(国、県等に対する協力の要請)

第11条 町長は、国、県等が実施する公共事業について、景観計画に定められた理念及び基本方針に則し、良好な景観の形成に配慮するよう協力を要請することができる。

(事前協議)

第12条 景観計画区域内において、法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出が必要な行為を行おうとする者は、当該届出に先立ち、当該行為について町長に対して協議を求めることができる。

2 町長は、前項に規定する協議を行うに際して、行為者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

(届出を要する行為)

第13条 法第16条第1項各号の行為をしようとする者は、規則で定めるところにより町長に届け出なければならない。

2 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更で、当該行為にかかる土地の面積が、500平方メートル以上の場合

(2) 屋外における物件の集積又は貯蔵で、その集積又は貯蔵の高さが3メートルを超えるもの、又はその用に供される土地の面積が500平方メートル以上の場合

(届出及び勧告等の適用除外)

第14条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第 16 条第1項第1号から第3号の届出を要する行為で、規則で掲げるもの
- (2) 通常管理行為、軽易な行為、その他の行為で、規則で掲げるもの
(特定届出対象行為)

第 15 条 法第 17 条第1項に規定する条例で定める行為は、法第 16 条第1項第1号又は同項第2号の届出を要する行為とする。

(助言及び指導)

第 16 条 町長は、行為の届出又は変更があった場合において、当該届出にかかる行為が景観計画に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講じるよう助言し、又は指導するものとする。

(勧告、命令及び公表)

第 17 条 町長は、法第 16 条第3項の規定による勧告又は法第 17 条第1項若しくは同条第5項の規定による命令を受けた者がこれに従わないときは、その旨を公表することができる。

2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に意見陳述の機会を与えなければならない。

(要請)

第 18 条 町長は、景観計画区域内の建築物、工作物、農地、空地等が、景観計画に適合せず、かつ、良好な景観を著しく阻害していると認めるときは、その所有者、占有者又は管理者に対し、良好な景観の形成に配慮した利用又は管理を図るように要請することができる。

(景観重要建造物の指定の手続)

第 19 条 町長は法第 19 条第1項の景観重要建造物又は同法第 28 条第1項の景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ、第 21 条第 1 項に規定する久米島町景観委員会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定は、法第 27 条第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第 35 条第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(普及啓発)

第 20 条 町長は、町民及び事業者に対し、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(久米島町景観委員会)

第 21 条 町長は、良好な景観の形成を推進するため、久米島町景観委員会を設置する。

2 景観委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(景観づくり活動団体)

第 22 条 町長は、次に掲げるもののうち、町とともに良好な景観形成に取り組む主体となる団体を景観づくり活動団体(以下「活動団体」という。)として登録することができる。

- (1) 本町に住所を有する法人
- (2) 本町に住所を有する個人 5 人以上で構成する任意の団体
- (3) 一般社団法人又は一般財団法人
- (4) 特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項による特定非営利活動法人(以下「NPO 法人」という。)

(登録の申請)

第 23 条 前条の規定による活動団体の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を作成し、町長に申請しなければならない。

- (1) 団体名
 - (2) 代表者名
 - (3) 住所及び事務所の所在地
 - (4) 活動内容
- (活動団体の登録)

第 24 条 町長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、当該活動が景観形成に寄与するものであり規則で定める要件を満たしているときは、当該団体を活動団体として登録するものとする。

(登録の取消し)

第 25 条 町長は、前条の規定による登録に関して、当該活動団体の代表者からの届出があったとき、又は前条に規定する登録要件を満たさなくなったと認めるときは、その登録を取り消すことができる。

(委任)

第 26 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。